

重点番号9：中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲（経済産業省）

中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る
特例区域指定権限等の中核市への移譲について

2015年8月7日
経済産業省

1. 大規模小売店舗立地法(大店立地法)の概要

- 大規模小売店舗立地法(平成12年6月施行)は、大規模小売店舗(大店)の周辺地域の生活環境の保持のため、配置や運営方法に適正な配慮がなされるよう、説明会の開催や都道府県等による意見、提出勧告などの手続きを定めるもの。

【法律の概要】

- 大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)を新設・変更する者は**都道府県等(政令指定都市を含む。)**に届出なければならない。
- 経済産業大臣は、生活環境の保持のため、交通、騒音及び廃棄物等、設置者が配慮すべき事項を指針として定める。
- 設置者は、指針に沿って、駐車場の確保、騒音の抑制及び廃棄物の保管等の対応を図らなければならない。
- 都道府県等**は、地元市町村や地元住民等の意見を踏まえ、設置者に意見を述べることができる。
- 都道府県等**は、設置者が意見に従わない場合には、勧告等をおこなうことができる。

大店立地法の運用を行う行政庁を**都道府県等**としている理由

- 大店の立地で生じる影響を法の手続きを通じて適正化するため、ある程度広範な地域を鳥瞰し、複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行う必要があるため、運用行政庁を都道府県としている。
 - 広域行政の観点から調整が必要となるケース
 - 大店の立地による道路渋滞等影響が隣接する市町村に及ぶ場合の調整
 - 立地する市町村、商店街等の要望が県内の他の事例と比べて過大である場合の調整
 - 政令指定都市においても、一定の広域性や大店の立地実績、関係法令の行政実務実績から都道府県相当の判断を行うことが可能であり、運用行政庁としている。
 - 中核市については、運用行政庁とはしていないが、地方自治法特例条例(第252条の17の2)により、都道府県からの権限移譲することにより、運用行政庁とすることができる。

2. 中心市街地活性化法の特例区域制度について

- 中心市街地活性化法（平成18年8月施行）において、都道府県等の設定する特例区域において出店する大規模小売店舗について、大店立地法の出店手続きを適用除外する「第一種特例区域」と出店手続きを簡素化する「第二種特例区域」の特例制度を創設。
- 特例区域における大店立地に関する運用行政庁については、以下の理由から、大店立地法と同様に**都道府県等（政令指定都市含む）**としている。
 - ある程度広範な地域を俯瞰し、場合によっては複数の他の同様の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に先行い得る主体である必要がある。

中心市街地活性化法の特例区域において必要となる出店手続き

必用な手続	大店立地法	第一種特例区域	第二種特例区域
届出	○	×	○ (添付書類不要)
届出の公告・縦覧(4ヶ月)	○	×	○
8ヶ月の事業実施制限	○	×	×
都道府県の意見表明	○	×	×
説明会の開催(公告後2か月以内)	○	×	○
地元市町村、住民等の意見表明(縦覧期間中)	○	×	×

3. 大店立地法・中活法特例制度の運用行政庁について

- 松山市の要望を踏まえ、全国の中核市(45市)に大店立地法の権限移譲に関する意向を確認。
- 権限移譲を望む6市は、主に事務処理の迅速化を期待する旨回答。
- 一方、30市の中核市からは否定的な回答。多くの中核市において、**一律的な権限移譲については以下の様な懸念が示されており、円滑な執行は困難。**
 - 大店の立地には広域的な判断や近隣市町村間の調整の必要性がある
 - 中核市では大店立地案件が多くないため、職員の知見・経験が蓄積せず、非効率

中核市への大店立地法の権限移譲の意向確認結果

	該当数	権限移譲を望む	権限移譲を否定
権限移譲を望む	6市	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務処理の迅速化が期待できる。 ● 当市の中心市街地は隣接する市から離れており、大店の立地で他市に影響を与え、手続きの簡素化による大店立地の迅速化が期待できる。 ● 市内に精通している市が運用主体になることで実情に合わせた生活環境の確保に関する事務を一層細やかに実施できる。 ● 中活法の特例区域(特区)指定の手続も移譲されれば、手続が円滑に行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の市町村に影響がある大店の立地は広域的判断や市町村間の調整が必要。 ● 権限移譲された場合、事務量の増加に耐えられない。 ● 市内に大店が立地する案件も多くなり、非効率。 ● 中活法の特例区域で大店立地法の手続の不要・簡素化が図れるので、権限移譲は不要。 ● 移譲されても、大幅な期間短縮はできない。 ● 市民に著しい利便性向上があるといえない。
権限移譲を否定	30市		
未回答	3市		
権限移譲済み※	6市		
合計	45市		

※地方自治法の特例条例(第252条の17の2)での都道府県事務の権限移譲による。

4. 地方自治法特例条例による都道府県から市町村への権限移譲

- 地方自治法の特例条例(第252条の17の2)により、都道府県は法令上の事務を市町村に権限移譲することが可能。
- 大店立地法の都道府県事務の権限移譲は、現在10県において確認されており、移譲先の市町には**中核市も含まれている**。
- 地方自治法特例条例の活用によって、権限移譲を望む市町村が県から権限移譲を受けられることは可能。その場合でも、大店立地法／中活法の特例区域の制度設計上、広域行政の中で運用することが求められているという趣旨やその地域での隣接市町村への影響発生可能性、市町村の実施体制等を都道府県が考慮して、権限移譲がなされるべき。

権限移譲を行っている都道府県(10県):北海道、岩手県、秋田県、栃木県、新潟県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、長崎県

権限移譲を受けた中核市(6市):秋田市、宇都宮市、豊中市、枚方市、倉敷市、福山市

権限移譲後の課題(権限移譲済み中核市からの声)

- 他市との運用の横並びの情報収集に苦労。
- 隣接市との調整。県が調整する方が効率的。
- 専門の担当を設置できず、知見の習得・維持が困難。